資料2

議題２　年々増加傾向にある障害福祉サービス費等の適正化を図る対策について（西尾市提出）

市名	回答		
	（１）障害福祉サービスにおける適正化を図る対策	（２）障害児通所支援事業における適正化を図る対策	（３）その他サービス等における適正化を図る対策
名古屋市	訪問系サービスについて基準支給量を設定しているとともに、令和5年度より住宅型有料老人ホームに入居する方に対する居宅介護・重度訪問介護の支給決定基準の見直しを行った。	特になし。	特になし。
豊橋市	支給決定基準を設けているが、ここ数年国庫負担基準を大きく超えている。	基準支給量は設けていないが、検討中である。	特になし。
岡崎市	基準支給量を設定している。	基準支給量を設定している 放課後等デイサービスの支給量について、児童の状況に合わせた支給決定を行うこととした。	特になし。
一宮市	「一宮市障害福祉サービス等支給決定基準」において、基本単位数・基本支給量を設定している	窓口での聞き取りに応じ、支給量を決定している	市単独事業である「就学前児童発達支援事業等利用者負担金給付事業」は、2026年3月31日利用分をもって廃止した
瀬戸市	基準支給量を設定している。年齢制限を設けている(65歳介護移行）。	基準支給量を設定している。 （放デイ２３日/月）	令和２年度に瀬戸市障害者手当を廃止（年１億４千万円弱）
半田市	障害福祉サービス及び障がい児通所支援の支給決定基準を定め、ホームページで公表している。 なお、居宅介護等については、サービス等利用計画案に基づく必要な支給量として定めており、利用者の心身の状況や生活環境等を踏まえて個別に判断する場合もあることから、一律の支給量を明確な数値で示していないサービスがある。	障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の支給決定基準を定め、ホームページで公表している。また、就学を控えた年長児の保護者を対象に、障がい児通所支援に係るガイダンスを開催し、保護者の理解促進及び適切なサービス利用に繋げているほか、市役所内に子どもの発達に関する入口の相談窓口を設置し、福祉サービスに限らない、適切な支援に繋げることができるよう精査している。	サービスの利用にあたっては、相談支援専門員の作成するサービス等利用計画案の提出を必須としている。
春日井市	基準支給量を設定している。	基準支給量を設定している。 令和８年度から新たに放課後等デイサービスの支給を受ける方については、支給基準量を次のとおり変更した。手帳所持者：23日/月、手帳非所持者：15日/月	令和７年４月から、市単独事業の福祉応援券について６５歳以上の新規申請者の対象外とした。
豊川市	支給決定基準を設けているが、障害福祉サービス費の増加が続いているため、相談支援専門員等へ支給量の適正化を依頼するほか、県内の自治体へ支給決定基準の制定状況等について調査を実施している。	支給決定基準を設けているが、障害福祉サービス費の増加が続いているため、相談支援専門員等へ支給量の適正化を依頼するほか、県内の自治体へ支給決定基準の制定状況等について調査を実施している。	市単独扶助費について、県内市町村の状況を注視し、今後の方向性について検討していく予定である。
津島市	介護給付費については支給決定基準を設けている。	なし	なし
碧南市	現在、検討している事項はございません	放課後等デイサービス・児童発達支援での基本支給量を１０日／月としています。ただし重度の障害や親族の状況を勘案した例外があります。	現在、検討している事項はございません
刈谷市	基準支給量を設定している。	基準支給量の設定や診断書等の再提出について、検討をしていく予定である。	
豊田市	・基準支給量を設定している。 ・支給決定を行う際に相談支援専門員が作成するサービス等利用計画案や区分認定関係資料等を精査し、利用者の実態に即した支給量・支給内容となっているか相談支援専門員に確認を行っている。	・基準支給量を設定している。 ・支給決定を行う際に相談支援専門員が作成するサービス等利用計画案等を精査し、利用者の実態に即した支給量・支給内容となっているか相談支援専門員に確認を行っている。	・第６次豊田市障がい者ライフサポートプラン（障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画）の策定に合わせて、市独自の手当・助成の見直しを行う。

議題２　年々増加傾向にある障害福祉サービス費等の適正化を図る対策について（西尾市提出）

市名	回答		
	（１）障害福祉サービスにおける適正化を図る対策	（２）障害児通所支援事業における適正化を図る対策	（３）その他サービス等における適正化を図る対策
安　城　市	各種サービスの支給量上限等は、厚生労働省「介護給付等に係る支給決定事務等について」及びこども家庭庁「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づき定めた「安城市障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業の利用に関するガイドライン」に設定しておりますが、これは給付に係る支出額抑制のためのものではなく、一般的な支給量上限や支給期間、利用条件等をまとめたものです。	現在、自立支援協議会の下部組織（ワーキンググループ）を中心として、支給量の制限や地域移行方法を検討中です。	なし
西　尾　市	居宅介護、同行援護のみ基準支給量を設定している。	放課後等デイサービスのみ基準支給量を設定している。（原則１５日／月） （例外）・特別支援学校に通学している児童（上限２３日／月） ・市外の事業所を利用する場合（上限２３日／月。市内は１５日／月以内） ・父の出張、母の出産など一時的に家庭環境がかわる場合（期間限定） ・重度の障害があるが地域の学校に通っている児童（相談支援支援の意見書等により判断） ・夏休み等の長期休暇のある月（１，３，４，７，８，１２月）	令和８年度より市単独事業の障害者扶助料を縮減。 軽度障害者の月額を2,000円→1,000円に変更 国・県の手当の受給資格のある方を対象外とした
蒲　郡　市	特になし	基準支給量の設定に向けて検討中	特になし
犬　山　市	支給基準を超える申請や特殊なケースについては、サービスを必要とする理由を相談支援専門員等へ確認し、課内（管理職含む）で支給量・支給期間を検討し給付の適正化を図っている。 サービス利用者へ不定期に給付費通知を送付している。	支給基準を超える申請や特殊なケースについては、サービスを必要とする理由を相談支援専門員等へ確認し、課内（管理職含む）で支給量・支給期間を検討し給付の適正化を図っている。 サービス利用者へ不定期に給付費通知を送付している。	特になし
常　滑　市	市の支給決定基準を定めている。基準から大幅に乖離するような場合は、認定審査会で委員から意見を聞いて、支給の可否を決定している。	最低限の支給決定基準を設けているが、具体的な支給量については関係者の中で目安を共通認識している。	本市においてもサービス利用者が増加し、障害福祉サービス費は増加の一途をたどっているが、特に対策は講じていない。
江　南　市	市独自の基準に基づき支給決定をしています。	法令にもとづき適正に支給決定をしています。 令和9年度より手帳の所持か非所持かによって、基本支給量を区別します。 （放課後等デイサービス） 手帳有り：上限23日／月　　手帳無し：上限12日／月	特になし。
小　牧　市	基準支給量を設定している。	基準支給量を設定している。	支給要件等を確認している。
稲　沢　市	基準支給量の設定や年齢制限は設けていないが、申請内容などについて、疑義などあれば相談支援専門員に状況の確認等を行い、適正化に努めている。	基準支給量の設定や年齢制限は設けていないが、申請内容などについて、疑義などあれば相談支援専門員に状況の確認等を行い、適正化に努めている。	市単独事業の障害者扶助料については、R4.4月から、65歳以上の新規手帳取得者は対象外とした。
新　城　市	本市で実施している対策はございません。	本市で実施している対策はございません。	本市で実施している対策はございません。
東　海　市	基準支給量や年齢制限は設けていないが、医師意見書と認定調査票から、自立となっている項目については、居宅介護等サービスの支給が必要な理由を指定特定相談事業者に求めている。（住宅型有料老人ホーム、シェアハウス等） ６５歳以上の就労継続支援B型の利用については、介護保険のデイサービス等への移行を促している。	令和８年４月より、障がい児通所支援事業における支給量についての内規を設け、適正な支給決定の目安を定めている。 児童発達支援（0～２歳児：個別に定める、３～５歳児：保育所等と並行利用月１０日以内、児童発達支援のみ利用月２３日以内） 放課後等デイサービス（地域の学校の通常級：手帳有月１０日以内、手帳無月５日以内、地域の学校の特別支援学級：月１５日以内、特別支援学校：月２３日以内） 保育所等訪問支援（月２日以内）	特になし

議題２　年々増加傾向にある障害福祉サービス費等の適正化を図る対策について（西尾市提出）

市名	回答		
	（１）障害福祉サービスにおける適正化を図る対策	（２）障害児通所支援事業における適正化を図る対策	（３）その他サービス等における適正化を図る対策
大　府　市	月２回、障害福祉サービス支給検討会議（サービス等利用計画を基に、本人や相談支援専門員から聞き取った情報等を踏まえ、サービスの必要性や支給量の妥当性を検討する会議）を開催し、新規申請及び変更申請に係る支給の可否及び支給量について協議しています。	受給者証新規申請時や変更申請時に、部長を含む所管課員で構成するサービス支給検討会議を開催し、児童や家庭の状況に応じて支給決定を行っています。また、令和９年度からは、児童の状況や支援の必要性について定期的に確認すること 、定期的な医療機関の受診を通じて児童の成長や状況に応じた適切な支援につなげることを目的として、成長の節目に手帳または医師の診断書（意見書）の再提出を求める運用を実施します。	特にありません。
知　多　市	R9～基準支給量を設定予定	基準支給量を設定している	特に無し
知　立　市	基準支給量を設定している。基準支給量を超える支給量を定めるときは、サービス等利用計画案に必要な理由を記載するよう相談支援専門員に指導している。	基準支給量を設定している。基準支給量を超える支給量を定めるときは、障害児支援利用計画案に必要な理由を記載するよう相談支援専門員に指導している。	市単独事業の心身障害者扶助料に年齢制限、所得制限及び併給制限を設定している。
尾 張 旭 市	基準支給量を設定している。	基準支給量を設定している。	特になし。
高　浜　市	基準支給量を設定している	特に対策は行っていない	・障害者扶助料について、すでに対象者を限定するなどの縮減を実施 ・移動支援利用に関するガイドラインを作成
岩　倉　市	現状、支給量の制限などはしていませんが、令和8年度中に支給決定基準を公表するため、自立支援協議会等に意見聴取を行っています。	現状、支給量の制限などはしていませんが、令和8年度中に支給決定基準を公表するため、自立支援協議会等に意見聴取を行っています。	特にありません。
豊　明　市	特別な基準や制限を設けることはしておらず、必要な人に必要なサービスが提供できるよう、相談支援事業所等と密接にかかわるなど専門職や審査会による助言を受けながら、適正な支給決定に努めている。	特別な基準や制限を設けることはしておらず、必要な人に必要なサービスが提供できるよう、相談支援事業所等と密接にかかわるなど専門職や審査会による助言を受けながら、適正な支給決定に努めている。	利用ニーズに応じた事業内容・実施方法の見直しをしている。（令和８年度には、タクシー利用料金の助成の拡充、ガソリン補助制度の新設など、利用者の利便性の向上のため、むしろサービス等の拡充を行っている状況である。）
日　進　市	基準支給量を設定している。超過する申請があった場合には、必ず障害支援区分認定審査会に諮り判断をする。	基準支給量を設定している。	現状で対策を実施していない。
田　原　市	支給基準等は設けていないが、支給の判断に迷うような場合はサービス利用に係る理由書等の書類の提出を求めている。	支給基準等は設けていないが、支給の判断に迷うような場合はサービス利用に係る理由書等の書類の提出を求めている。	在宅での就労移行支援等一部サービスについては、支給決定前に相談支援員等を交えた協議を行っている。
愛　西　市	内規を定め、基準となる支給量の目安を定めている。	国の示しを参考に、運用している。	令和8年度より市単独扶助料を改正し、これまで1,500～7,500円だった支給額を1,000円　　または2,000円の支給に改めた。
清　須　市	基準支給量を設定している。	基準支給量を設定している。	特になし。
北名古屋市	国の基準に基づき実施しています。 市として支給量を制限する基準を設けていません。	国の基準に基づき実施しています。 市として支給量を制限する基準を設けていません。 ただ、相談支援事業所が計画（案）を作成する課程において、障害児の療育に必要な支給量を精査していただいています。	地域生活支援事業の内、補助対象事業から交付金対象事業に変わった事業については、事業の見直しを実施しました。また、市単独事業についても、持続可能な制度とするため制度の見直しを検討中です。
弥　富　市	基準支給量を設定している。	障害者手帳を所持していない児童については、有効期間更新のタイミングで２年に１度は診断書の提出を求め、給付費支給の要否を判断している（なお、支給却下となった事例はない）。	特になし。
み よ し 市	特になし。 （基本的にセルフプランではなく、相談支援専門員によるサービス等利用計画案を求めている）	特になし。 （基本的にセルフプランではなく、相談支援専門員による児童発達支援計画案を求めている）	特になし。
あ　ま　市	基準支給量を設定している	基準支給量を設定している	特にありません

議題２　年々増加傾向にある障害福祉サービス費等の適正化を図る対策について（西尾市提出）

市名	回答		
	（１）障害福祉サービスにおける適正化を図る対策	（２）障害児通所支援事業における適正化を図る対策	（３）その他サービス等における適正化を図る対策
長 久 手 市	長久手市障害福祉サービス支給決定ガイドラインを策定し、支給量の基準を定めている。	現在、本市では基準支給量の設定は行っていません。	・判断に迷う場合は、障害支援区分審査会及び福祉事務所に設置する嘱託医に意見を求めている。 ・補装具について、疑義がある場合は、現地確認及び関係者・機関へのヒアリングを実施する。